

(別紙)

令和3年度
農用地土壌汚染防止法の施行状況

令和4年12月

環境省水・大気環境局

I 常時監視について

1. 常時監視制度の概要

農用地土壌汚染防止法では、全国での統一的な調査結果が必要として、都道府県知事に農用地の土壌汚染の状況について常時監視することが義務づけられています（法定受託事務）。ここでいう「常時監視」とは、都道府県がその年に行った調査の結果のみならず、市町村が行った調査の結果や、過去に行った調査の結果などから土壌の汚染の状況を把握していることを指しています。

調査を行う場合の常時監視の方法としては、2. 調査の種類に掲げる調査法を定めており、それぞれ各都道府県の実情に合わせて必要な調査が行われています。

2. 調査の種類

(1) 細密調査

汚染のおそれがある地域において適宜ほ場を変えながら、汚染の広がりと程度を把握する調査。概況調査と精密調査を行います。

ア. 概況調査

調査対象地域の概況等につき調査するものです。

イ. 精密調査

概況調査の結果を参考に、調査対象地域について農用地面積おおむね 2.5 ha に 1 点の割合で調査ほ場を選定し、当該調査ほ場における農作物の生育収量状況について調査するとともに、当該調査ほ場の土壌及び農作物を採取し、その中に含まれる特定有害物質*等の量の分析測定を行うものです。

※特定有害物質…カドミウム、銅及び砒素

(2) 対策地域調査

対策地域内及びその周辺において地点を定めて、農作物や周辺環境の汚染の状況と地質の状況を把握する調査。対策地域内調査と対策地域関連調査を行います。これにより、農用地土壌汚染対策の効果を確認し、地域指定の解除を行います。

ア. 対策地域内調査

対策地域内のおおむね 25 ha に 1 点の割合で調査ほ場を選定し、地域の概況を調査するとともに、水、大気、土壌及び農作物中の特定有害物質の量を経時的に観測する試験を行います。

イ. 対策地域関連調査

対策地域外においても、汚染状況を把握するために必要があれば（1）の細密調査や対策地域内調査と同様の調査を行うことができます。

(3) 解除地域調査

地域指定が解除された地域において地点を定めて、再汚染の有無を確認する調査。概況調査とほ場調査を行います。

ア. 概況調査

調査対象地域の概況等につき調査するものです。

イ. ほ場調査

地域の水利条件や対策工事の工法などを考慮して調査ほ場を選定し、水、大気、土壌及び農作物中の特定有害物質の量を経時的に観測する試験を行います。

なお、土壌及び農作物に含まれる特定有害物質の分析測定方法は、

- ・農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令（昭和46年農林省令第47号）
- ・農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）
- ・農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）

によります。

3. 令和3年度の施行状況

令和3年度に行われた常時監視のための調査の結果は、以下のとおりです。

(1) 細密調査

ア. カドミウムに係る調査

1県5地域84.6 haを対象としてカドミウムに係る細密調査が行われました。

このうち、玄米については48地点で調査が行われ、4地域5地点で基準値（玄米中カドミウム濃度0.4 mg/kg）を超えるカドミウムが検出され、最高値は0.62 mg/kgでした。

また、土壌については24地点で調査が行われ、最高値は4.14 mg/kgでした。

これらの地域については、当該県において引き続き調査が実施され、対策が検討される見込みです。

イ. 銅に係る調査

調査が行われた地域はありませんでした。

ウ. 砒素に係る調査

調査が行われた地域はありませんでした。

(2) 対策地域調査

2県3地域において対策地域調査が行われた結果、各特定有害物質について基準値を超えた地域はありませんでした。

(3) 解除地域調査

2県2地域において解除地域調査が行われた結果、各特定有害物質について基準値を超えた地域はありませんでした。

[I 参考資料] 調査結果一覧

(1) 細密調査
ア. カドミウム

都道府県名	調査地域名	該当市町村名	調査対象面積 (ha)	農作物(玄米)					土壌			
				調査点数	うち0.4 mg/kg 超の点数	最高値 (mg/kg)	最低値 (mg/kg)	平均値※ (mg/kg)	調査点数	最高値 (mg/kg)	最低値 (mg/kg)	平均値 (mg/kg)
秋田県	鹿角	鹿角市、小坂町	12.1	7	1	0.48	0.07	0.23	5	1.89	0.86	1.26
	北秋田	大館市、北秋田市	41.2	22	1	0.62	0.03	0.18	11	4.14	0.91	2.01
	山本	能代市、八峰町、藤里町	18.3	8	0	0.30	<0.02	0.14	4	1.73	0.51	1.14
	平鹿	横手市	12.7	10	2	0.59	<0.02	0.25	3	3.59	0.24	2.01
	雄勝	湯沢市	0.3	1	1	0.46	0.46	0.46	1	0.95	0.95	0.95

※定量限界未満の場合は定量限界として平均を計算

イ. 銅 該当なし

ウ. 砒素 該当なし

(2) 対策地域調査

ア. カドミウム

都道府県名	調査地域名	該各市町村名	調査観測 区地点数	農作物			土壌 [※]		農業用水			降下ばいじん		
				作物名	最高値 (mg/kg)	最低値 (mg/kg)	最高値 (mg/kg)	最低値 (mg/kg)	最高値 (ppm)	最低値 (ppm)	平均値 ^{※※} (ppm)	最高値 (mg/m ² /月)	最低値 (mg/m ² /月)	平均値 (mg/m ² /月)
群馬県	碓氷川流域	安中市	1	玄米	—	—	—	—	—	—	—	0.04	0.01	0.02
宮崎県	岩戸川流域(東岸寺)	西臼杵郡高千穂町	2	玄米	0.025	0.009	0.49	0.44	<0.0009	<0.0009	<0.0009	—	—	—

※表層(0~15 cm)、作付前の測定値

※※定量限界未満の場合は定量限界として平均を計算

イ. 銅 該当なし

ウ. 砒素

都道府県名	調査地域名	該各市町村名	調査観測 区地点数	土壌 [※]		農業用水			降下ばいじん		
				最高値 (mg/kg)	最低値 (mg/kg)	最高値 (ppm)	最低値 (ppm)	平均値 (ppm)	最高値 (mg/m ² /月)	最低値 (mg/m ² /月)	平均値 (mg/m ² /月)
宮崎県	岩戸川流域(土呂久)	西臼杵郡高千穂町	1	2.7	2.4	0.044	0.008	0.028	—	—	—

※表層(0~15 cm)、作付前の測定値

(3)解除地域調査

ア. カドミウム

都道府県名	調査地域名	該各市町村名	調査 地点数	農作物			土壌		農業用水			降下ばいじん		
				作物名	最高値 (mg/kg)	最低値 (mg/kg)	最高値 (mg/kg)	最低値 (mg/kg)	最高値 (ppm)	最低値 (ppm)	平均値※ (ppm)	最高値 (mg/m ² /月)	最低値 (mg/m ² /月)	平均値 (mg/m ² /月)
愛知県	犬山	犬山市	6	玄米	0.09	<0.01	0.13	0.08	<0.0005	<0.0005	0.0005	-	-	-
島根県	笹ヶ谷鉱山下流域	鹿足郡津和野町	2	玄米	0.08	0.07	0.35	0.25	<0.001	<0.001	0.001	-	-	-

※定量限界未満の場合は定量限界として平均を計算

イ. 銅

都道府県名	調査地域名	該各市町村名	調査 地点数	土壌		農業用水			降下ばいじん		
				最高値 (mg/kg)	最低値 (mg/kg)	最高値 (ppm)	最低値 (ppm)	平均値 (ppm)	最高値 (mg/m ² /月)	最低値 (mg/m ² /月)	平均値 (mg/m ² /月)
愛知県	犬山	犬山市	6	9.0	4.1	0.002	0.001	0.001	-	-	-

ウ. 砒素

都道府県名	調査地域名	該各市町村名	調査 地点数	土壌		農業用水			降下ばいじん		
				最高値 (mg/kg)	最低値 (mg/kg)	最高値 (ppm)	最低値 (ppm)	平均値 (ppm)	最高値 (mg/m ² /月)	最低値 (mg/m ² /月)	平均値 (mg/m ² /月)
島根県	笹ヶ谷鉱山下流域	鹿足郡津和野町	2	10.2	5.9	0.011	0.003	0.006	-	-	-

Ⅱ 農用地土壌汚染対策地域について

1. 農用地土壌汚染対策地域指定制度の概要

農用地土壌汚染防止法では、特定有害物質による農用地土壌の汚染により、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産されること、又は農作物等の生育が阻害されることを防止するため、以下の指定要件を満たす地域を都道府県知事は農用地土壌汚染対策地域として指定することができます。

人の健康保護の観点から定められた指定要件

- ・当該農用地で生産される玄米中のカドミウム濃度が 0.4 mg/kg を超える地域又はそのおそれが著しい地域

農作物等の生育阻害の防止の観点から定められた指定要件

- ・当該農用地（田に限る。）の土壌中の銅濃度が 125 mg/kg 以上である地域
- ・当該農用地（田に限る。）の土壌中の砒素濃度が 15 mg/kg 以上である地域

都道府県知事は、農用地土壌汚染対策地域について、農用地土壌汚染対策計画を策定し、これに基づき対策を進めていくほか、必要に応じて特別地区を指定し、作付けに対する勧告を行うことができます。

2. 対策地域の指定状況

令和3年度に新たに農用地土壌汚染対策地域に指定された地域はありませんでした。また、3地域の指定について解除されました。

令和3年度末現在における農用地土壌汚染対策地域の指定状況は、参考資料のとおりです。

[Ⅱ 参考資料] (1) 農用地土壌汚染対策地域一覧

(令和3年度末現在)

番号 ※1	地域名	汚染物質	所在地 ※2	指定面積 (ha)		当初指定 年月日	当初対策 計画承認 等年月日	最終解除 年月日※3	備考
				全体	未解除				
(1)	日曹金属(株)会津製錬 所周辺	カドミウム	福島県 耶麻郡磐梯町	112.0	—	S47.3.2	S49.6.15	S55.11.21	全部解除
2	碓氷川流域	カドミウム	群馬県 安中市, 高崎市	139.1	29.3	S47.4.17	S47.8.11	< S58.3.3 >	事業実施中 <部分解除>
(3)	生野鉱山周辺	カドミウム	兵庫県 朝来郡生野町, 神 崎郡大河内町	54.9	—	S47.4.27	S48.1.30	S55.11.11	全部解除
(4)	東芝電気太子分工場 周辺	カドミウム	兵庫県 揖保郡太子町	22.9	—	S47.4.27	S51.4.9	S55.11.11	全部解除
5	渡良瀬川流域	カドミウム 銅	群馬県 桐生市, 太田市	380.8	5.8	S47.5.8	S55.10.8	< R1.12.3 >	事業完了 <部分解除>
(6)	佐須川及び椎根川流 域	カドミウム	長崎県 下県郡厳原町	57.8	—	S47.5.18	S53.10.16	S62.5.11	全部解除
(7)	畑佐	カドミウム	岐阜県 郡上郡明方村	8.6	—	S47.11.28	S48.11.28	S54.2.13	全部解除
(8)	杉沢・柳沢	カドミウム	秋田県 仙北郡西仙北町	32.2	—	S48.2.22	S49.6.24	S53.12.18	全部解除
(9)	刈谷市恩田川、下り松 川、弁天川	カドミウム	愛知県 刈谷市	164.9	—	S48.7.30	S49.1.19	S53.3.20	全部解除
10	黒部	カドミウム	富山県 黒部市	129.5	0.3	S48.8.9	H3.11.6	< H31.3.25 >	事業完了 <部分解除>
11	大牟田	カドミウム	福岡県 大牟田市	123.4	85.2	S48.8.30	H6.9.8	< H17.2.22 >	対策計画策定中 <部分解除>
(12)	中野	カドミウム	長野県 中野市	20.1	—	S48.10.23	S48.12.25	S52.3.17	全部解除
(13)	関川流域	カドミウム	熊本県 荒尾市	39.0	—	S48.12.11	S56.8.31	H13.5.16	全部解除
(14)	小坂	カドミウム 銅	秋田県 鹿角郡小坂町	47.9	—	S49.2.22	S57.8.13	H 5.3.11	全部解除
(15)	坪川流域	銅	青森県 上北郡天間林村	10.4	—	S49.4.23	S50.8.18	S55.3.21	全部解除
16 ※4	神通川流域(左岸)	カドミウム	富山県 富山市, 婦負郡婦 中町, 八尾町	1,018.4	16.5	S49.8.27	S55.1.28 S58.12.23 H4.1.23	< H24.8.17 >	事業完了 <部分解除>
(17)	浦川流域	カドミウム	熊本県 荒尾市	16.0	—	S49.11.27	H5.10.5	H13.5.16	全部解除
(18)	能代	カドミウム	秋田県 能代市	43.6	—	S49.12.19	S54.12.26	S63.2.29	全部解除
(19)	新城・床舞	カドミウム	秋田県 湯沢市, 雄勝郡羽 後町	140.4	—	S49.12.19	S50.8.27	S58.3.29	全部解除
(20)	鷹巣	カドミウム	秋田県 北秋田郡鷹巣町	46.2	—	S49.12.19	S50.8.27	S55.12.9	全部解除
(21)	東福寺	カドミウム 銅	秋田県 雄勝郡稲川町	56.9	—	S49.12.19	S52.3.1	S57.5.29	全部解除
(22)	吉野川流域	カドミウム	山形県 南陽市	291.6	—	S50.2.24	S52.12.24	H3.3.27	全部解除

番号 ※1	地域名	汚染物質	所在地 ※2	指定面積 (ha)		当初指定 年月日	当初対策 計画承認 等年月日	最終解除 年月日※3	備考
				全体	未解除				
(23)	梯川流域	カドミウム 銅	石川県 小松市	518.6	—	S50.3.31	S52.6.8	H4.3.30	全部解除
(24)	柴沼	カドミウム	岩手県 花巻市	26.9	—	S50.8.8	S51.6.18	S58.9.22	全部解除
25	岩戸川流域 (東岸 寺)	カドミウム	宮崎県 西臼杵郡高千穂 町	53.3	53.3	S50.9.16	S51.12.20	—	事業完了
26 ※4	神通川流域 (右岸)	カドミウム	富山県 富山市, 上新川郡 大沢野町	482.2	1.0	S50.10.17	S55.1.28 S58.12.23 H4.1.23	< H31.3.25 >	事業完了 <部分解除>
(27)	宝満山	カドミウム 銅	島根県 八束郡八雲村, 東 出雲町	66.6	—	S50.12.5	S52.12.24	H5.4.27	全部解除
(28)	本巣	カドミウム	岐阜県 本巣郡本巣町, 糸 貫町	212.4	—	S50.12.5	S54.4.19	H4.3.21	全部解除
(29)	笹ヶ谷鉱山下流域	カドミウム 砒素	島根県 鹿足郡津和野町, 日原町	66.1	—	S51.3.19	S52.12.24	H27.1.9	全部解除
(30)	小山・野木	カドミウム	栃木県 小山市, 下都賀郡 野木町	14.6	—	S51.3.31	S54.2.8	S59.3.28	全部解除
(31)	二迫川	カドミウム	宮城県 栗原郡鶯沢町	24.7	—	S51.9.1	S55.4.9	H23.6.3	全部解除
(32)	新堀出来川上流	カドミウム	宮城県 古川市	47.7	—	S51.9.1	S53.6.30	H3.1.21	全部解除
(33)	有賀鉱山周辺	銅	兵庫県 宍粟郡波賀町	9.0	—	S52.3.15	S53.6.30	S56.10.15	全部解除
(34)	岩倉	カドミウム	愛知県 岩倉市	26.0	—	S52.4.20	S53.10.16	S58.9.19	全部解除
(35)	増田	カドミウム	秋田県 平鹿郡増田町	25.1	—	S52.9.12	S52.12.24	S57.5.29	全部解除
(36)	犬山	カドミウム 銅	愛知県 犬山市	54.0	—	S53.3.20	S58.12.23	H4.3.25	全部解除
(37)	荻袋	カドミウム	秋田県 平鹿郡増田町	18.1	—	S53.8.4	S54.1.25	S59.2.2	全部解除
(38)	東部醍醐	カドミウム	秋田県 平鹿郡平鹿町	72.9	—	S53.8.4	S54.1.25	S61.9.29	全部解除
(39)	上有無川流域	カドミウム	山形県 東置賜郡高畠町	1.5	—	S53.12.22	S54.4.7	S58.3.31	全部解除
40	岩戸川流域 (土呂久)	砒素	宮崎県 西臼杵郡高千穂 町	13.5	13.5	S54.12.1	S55.10.13	—	事業完了
(41)	上鍋倉	カドミウム	秋田県 平鹿郡十文字町	54.2	—	S54.12.4	S54.12.26	S63.2.29	全部解除
(42)	五十猛	砒素	島根県 大田市	7.3	—	S54.12.25	S55.4.19	H2.1.25	全部解除
(43)	左ヶ山	砒素	島根県 益田市	27.3	—	S54.12.25	S56.4.10	H3.2.26	全部解除
44	館花	カドミウム	秋田県 平鹿郡増田町	81.8	0.7	S55.8.22	S55.12.24	< R2.3.11 >	事業完了 <部分解除>
(45)	銭亀沢	銅	北海道 函館市	5.6	—	S55.9.27	S56.8.31	S61.4.23	全部解除

番号 ※1	地域名	汚染物質	所在地 ※2	指定面積 (ha)		当初指定 年月日	当初対策 計画承認 等年月日	最終解除 年月日※3	備考
				全体	未解除				
(46)	宿野部川	銅 砒素	青森県 下北郡川内町	13.5	—	S56.3.19	S57.11.29	H2.3.12	全部解除
(47)	上稻吉	カドミウム	茨城県 新治郡千代田村	10.6	—	S56.5.29	S57.6.2	H1.2.27	全部解除
(48)	第二上鍋倉	カドミウム	秋田県 平鹿郡平鹿町, 十文字町	107.3	—	S56.6.20	S56.10.23	H5.3.11	全部解除
49	八木	カドミウム	秋田県 平鹿郡増田町, 十文字町	158.4	2.7	S57.10.7	S57.11.29	< R2.3.11 >	事業完了 <部分解除>
(50)	長谷緒	カドミウム 砒素	大分県 大野郡緒方町	27.7	—	S58.3.3	S61.4.21	H6.3.31	全部解除
51	福島・北原	カドミウム	秋田県 平鹿郡増田町, 十文字町, 平鹿町	253.7	23.4	S58.3.29	S59.2.10	< R2.3.11 >	事業完了 <部分解除>
(52)	間沢川流域	カドミウム	山形県 西村山郡西川町	4.5	—	S58.3.31	H2.7.3	H8.3.13	全部解除
(53)	上岩津	カドミウム	兵庫県 朝来郡朝来町, 生野町	13.2	—	S58.5.19	S62.12.15	H4.9.11	全部解除
(54)	浅舞	カドミウム	秋田県 平鹿郡平鹿町	49.4	—	S59.2.2	S59.11.29	H11.3.3	全部解除
(55)	高原	カドミウム	茨城県 多賀郡十王町	20.1	—	S59.7.6	S60.4.10	H4.3.9	全部解除
(56)	亀田	カドミウム	秋田県 平鹿郡増田町, 平鹿町	136.5	—	S59.11.30	S60.10.21	H13.3.1	全部解除
(57)	秋谷	銅 砒素	山口県 美祢郡美東町	8.4	—	S60.1.22	S60.10.21	H5.4.9	全部解除
(58)	醍醐・吉田	カドミウム	秋田県 平鹿郡平鹿町	214.5	—	S60.9.17	S61.10.14	H14.3.12	全部解除
(59)	西員弁	カドミウム	三重県 員弁郡北勢町, 大安町, 藤原町	168.9	—	S60.12.20	S62.9.24	H15.3.28	全部解除
(60)	小田川	銅	鳥取県 岩美郡岩美町	53.4	—	S61.2.14	S61.9.12	H16.5.11	全部解除
61	三重	カドミウム	秋田県 平鹿郡十文字町	24.6	0.5	S63.2.29	H1.3.30	< H12.2.23 >	事業完了 <部分解除>
(62)	亀岡	カドミウム	京都府 亀岡市	44.2	—	S63.4.25	H2.1.17	H26.3.27	全部解除
(63)	下前	カドミウム	岩手県 和賀郡湯田町	23.0	—	H1.11.27	H3.3.29	H10.3.17	全部解除
(64)	口銀谷・粟賀南部	カドミウム	兵庫県 朝来郡生野町, 神崎郡神崎町	70.9	—	H5.3.12	H5.11.5	H13.5.2	全部解除
(65)	鹿角	カドミウム	秋田県 鹿角市	26.7	—	H6.3.1	H7.3.8	H16.3.4	全部解除
(66)	角館	カドミウム	秋田県 仙北郡角館町	3.3	—	H7.3.20	H8.4.8	H13.3.1	全部解除
(67)	比内	カドミウム	秋田県 北秋田郡比内町	3.4	—	H10.3.3	H11.4.26	H16.3.4	全部解除
(68)	板屋五騎	カドミウム	秋田県 仙北郡協和町	8.5	—	H14.3.12	H15.4.25	H22.2.17	全部解除

(令和3年度末現在)

番号 ※1	地域名	汚染物質	所在地 ※2	指定面積 (ha)		当初指定 年月日	当初対策 計画承認 等年月日	最終解除 年月日※3	備考
				全体	未解除				
(69)	大牟田 (昭和開西部、昭和開北部)	カドミウム	福岡県 大牟田市	100.0	—	H16.11.4	H17.3.7	H27.4.28	全部解除
70	亀田第2	カドミウム	秋田県 横手市	36.4	0.9	H18.4.26	H19.3.30	R2.3.11	事業完了 <部分解除>
71	鹿角北部	カドミウム	秋田県 鹿角市	90.8	—	H19.2.21	H21.3.19	R4.3.14	全部解除
72	鹿角南部	カドミウム	秋田県 鹿角市	39.0	—	H19.2.21	H21.3.19	R4.3.14	全部解除
73	大牟田 (昭和開北部第二)	カドミウム	福岡県 大牟田市	32.1	—	H26.4.30	H27.7.7	R4.5.19	全部解除
指定面積累計				6,609	ha	対策計画承認等地域数及び合計面積			
現指定面積				233	ha				
現指定地域数				13	地域				
指定解除面積				6,376	ha				
全解除地域数				60	地域				
部分解除地域数				11	地域	73	地域	6,524	ha

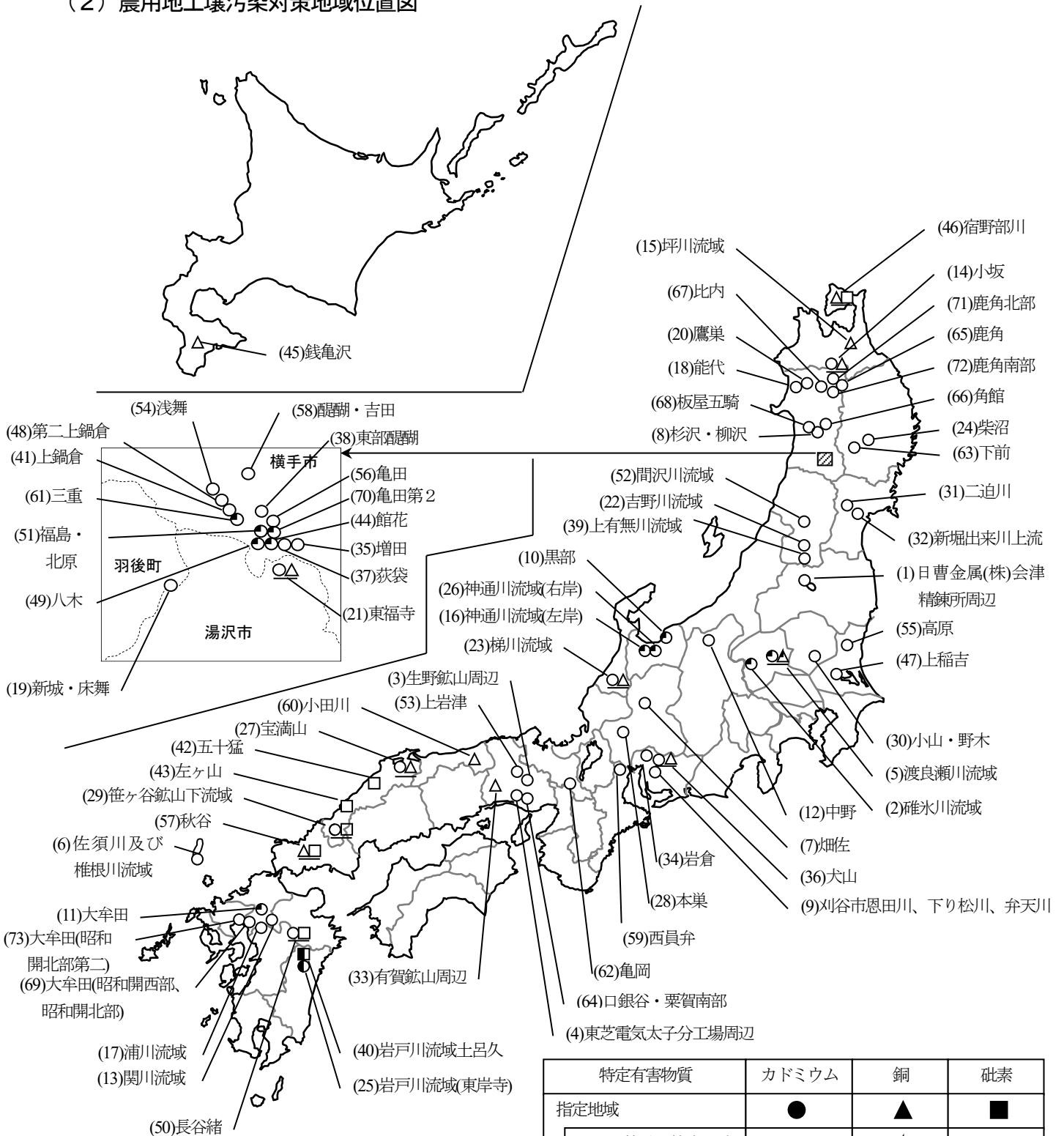
※1：番号に（ ）のあるものは全解除地域である。

※2：所在地は地域指定当時の市町村名である。

※3：「最終解除年月日」欄の< >書は部分解除の年月日である。

※4：神通川流域地域の対策計画は、左岸、右岸を1地域として1次地区96.4ha、2次地区450.5ha、3次地区953.7haを定めている。

(2) 農用地土壌汚染対策地域位置図



特定有害物質	カドミウム	銅	砒素
指定地域	●	▲	■
うち対策計画策定地域	◐	◑	◒
うち指定解除地域	○	△	□

注) 1. ◐◑◒などの下線は、複数の特定有害物質による汚染であることを示す。
 2. ◐◑◒は、それぞれカドミウム、銅に係る指定地域で一部について指定解除された地域であることを示す。

Ⅲ 農用地土壌汚染対策事業の進捗状況について

1. 農用地土壌汚染対策事業の概要

農用地土壌汚染防止法では、特定有害物質による農用地の土壌汚染を防止又は除去するため、農用地土壌汚染対策地域において農用地土壌汚染対策計画に基づき対策を進めることとなっています。

2. 対策事業の進捗状況

- (1) 法に定められた特定有害物質が基準値（カドミウム：玄米 1 kg につき 0.4 mg 以下、銅：土壌 1 kg につき 125 mg 未満、砒素：土壌 1 kg につき 15 mg 未満）を超えて検出された、又はそのおそれが著しい地域（以下「基準値以上検出等地域」といいます。）の累計は 134 地域、7,592 ha となっています。

これを特定有害物質別にみると、

カドミウム関連地域は	97 地域	6,709 ha
銅関連地域は	37 地域	1,405 ha
砒素関連地域は	14 地域	391 ha

となっています*。

※ 重複汚染があるため、累計とは一致しない。

- (2) 基準値以上検出等地域のうち、法に基づく対策地域として指定されたのは、累計で 73 地域、6,609 ha であり、未指定の地域は 22 地域、269 ha です。

また、令和 3 年度に新たに対策計画の策定及び対策計画の変更を行った地域はありませんでした。

指定地域のうち対策計画が既に策定された地域は 73 地域、6,524 ha であり、新たに対策計画を策定中の地域は 1 地域、85 ha です。

- (3) 対策計画が策定された 73 地域、6,524 ha のうち、これまでに対策事業等が完了した面積は 6,446 ha であり、そのうち再汚染のおそれがないとして指定が解除された地域（一部解除地域含む）は、71 地域、6,376 ha となっており、現在も指定されている面積が 233ha となっています。

- (4) 令和 3 年度末時点で、基準値以上検出等地域の面積 7,592 ha のうち、対策事業等完了面積は 7,156 ha（国庫補助事業等：6,442 ha、県単独事業等：714 ha）であり、その割合は 94.3%となります。

[Ⅲ 参考資料]

(1) 農用地土壌汚染対策の進捗状況

(令和3年度末現在)

特定有害物質	①基準値以上検出等地域										
	②対策地域に指定された地域								⑨県単独事業完了等地域	⑩未指定地域	
	③対策計画が策定された地域				⑦対策事業実施中地域	⑧対策計画策定中地域					
	④対策事業等が完了した地域		⑤指定解除地域	⑥未解除地域							
カドミウム	6,709 ha	6,119 ha			6,034 ha	5,955 ha	5,903 ha	52 ha	79 ha	85 ha	394 ha
	97	64	64	64	63	4	11	1	53	17	
銅	1,405 ha	1,225	1,225	1,219	1,219	—	6	—	171	9 ha	
	37	12	12	12	12	—	1	—	25	1	
砒素	391 ha	164	164	164	150	14	—	—	162	65 ha	
	14	7	7	7	6	1	—	—	7	5	
計	面積	7,592 ha	6,609 ha	6,524 ha	6,442 ha	6,376 ha	66 ha	82 ha	85 ha	714 ha	269 ha
	地域数	134	73	73	73	71	5	11	1	81	22
									⑪対策事業等完了面積 (=④+⑨)		7,156 ha
									⑫対策進捗率 (=⑪/①×100)		94.3 %

(上段：面積，下段：地域数)

- 注) (1) 「基準値以上検出等地域」は、前年度までの細密調査等の結果によるものである。
- (2) 縦の欄の面積、地域数を加算したものが、合計欄のそれと一致しないのは、重複汚染があるためである。
- (3) 横の欄の地域数を加算したものが、合計及び「基準値以上検出等地域」と一致しないのは、部分解除した地域、一部対策事業が完了した地域等があるためである。また、「対策事業が完了した地域」には、一部対策事業が完了した地域が含まれる。
- (4) 「対策計画が策定された地域」のうち、「対策事業等が完了した地域」は、国の助成に係る対策事業の面工事が完了している地域及び他用途転用面積である。
- (5) 「県単独事業完了等地域」には、他用途転用等により被害が見られなくなった面積を含む。

(2)年度別指定地域面積、対策事業等完了面積等

(単位:ha)

年度区分	①基準値以上 検出等	②指定地域	③対策計画策定	④対策事業等完了		⑤今後対策が 必要な面積
	累計面積	累計面積	累計面積	当該年度面積	累計面積	当該年度面積
46		112				
47		400	164	70	70	
48		1,140	357	30	100	
49		2,579	502	30	130	
50	6,100	3,398	713	40	170	5,930
51	6,200	4,110	887	460	630	5,570
52	6,390	4,336	1,650	10	640	5,750
53	6,440	4,459	1,896	340	980	5,460
54	6,510	4,577	2,334	370	1,350	5,160
55	6,530	4,674	2,836	250	1,600	4,930
56	6,610	4,891	3,015	270	1,870	4,740
57	6,700	5,390	3,233	250	2,120	4,580
58	6,710	5,451	4,148	320	2,440	4,270
59	6,910	5,616	4,197	250	2,690	4,220
60	7,030	6,053	4,364	330	3,020	4,010
61	7,030	6,053	4,660	280	3,300	3,730
62	7,030	6,078	4,841	320	3,620	3,410
63	7,050	6,122	4,865	340	3,960	3,090
元	7,050	6,146	4,911	220	4,180	2,870
2	7,050	6,146	4,938	180	4,360	2,690
3	7,050	6,146	6,021	120	4,480	2,570
4	7,140	6,214	6,021	120	4,600	2,540
5	7,140	6,255	6,105	120	4,720	2,420
6	7,140	6,258	6,170	200	4,920	2,220
7	7,140	6,258	6,170	240	5,160	1,980
8	7,140	6,262	6,173	140	5,300	1,840
9	7,140	6,265	6,176	110	5,410	1,730
10	7,152	6,266	6,178	160	5,570	1,582
11	7,156	6,266	6,181	61	5,631	1,525
12	7,166	6,266	6,181	187	5,818	1,348
13	7,217	6,275	6,181	54	5,872	1,345
14	7,224	6,275	6,181	182	6,054	1,170
15	7,228	6,276	6,190	254	6,308	920
16	7,327	6,376	6,236	49	6,357	970
17	7,327	6,376	6,236	41	6,398	929
18	7,483	6,577	6,306	162	6,560	923
19	7,487	6,577	6,306	20	6,580	907
20	7,487	6,577	6,492	20	6,600	887
21	7,487	6,577	6,492	105	6,705	782
22	7,575	6,577	6,492	23	6,728	847
23	7,575	6,577	6,492	57	6,785	790
24	7,592	6,577	6,492	119	6,904	688
25	7,592	6,577	6,492	40	6,944	648
26	7,592	6,609	6,492	32	6,976	616
27	7,592	6,609	6,524	62	7,038	554
28	7,592	6,609	6,524	17	7,055	537
29	7,592	6,609	6,524	45	7,100	491
30	7,592	6,609	6,524	11	7,111	481
元	7,592	6,609	6,524	33	7,144	447
2	7,592	6,609	6,524	0	7,144	447
3	7,592	6,609	6,524	11	7,156	436

注) 1 : 対策計画策定は環境大臣が対策計画に同意した年度で集計している。

2 : 対策事業等完了面積は、県単独事業等による完了面積を含み、昭和52年度以前は部分完了面積を含まない。

指定地域面積、対策事業等完了面積等の推移

